

軽自動車税申告手続きに必要なもの

申告の種類		提出書類	お持ちいただくもの	
新規	販売店から購入した時	軽自動車税申告（報告）書兼 標識交付申請書	<ul style="list-style-type: none"> ・販売証明書（車台番号の記載があるもの） ・届出者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等） 	
	市外の人から譲渡されたとき		<ul style="list-style-type: none"> ○前所有者が廃車済の場合 ・前登録市町村発行の廃車証明書 ・届出者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等） 	<ul style="list-style-type: none"> ○前所有者が未廃車の場合 ・前登録市町村発行の標識（ナンバープレート） ・前登録市町村交付の登録票（標識交付証明書） ・届出者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）
	他市町村から転入したとき		<ul style="list-style-type: none"> ○前登録市町村で廃車済の場合 ・前登録市町村交付の廃車証明書 ・届出者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等） 	<ul style="list-style-type: none"> ○前登録市町村で未廃車の場合 ・前登録市町村発行の標識（ナンバープレート） ・前登録市町村交付の登録票（標識交付証明書） ・届出者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）
変更	市内の人から譲渡されたとき	軽自動車税申告（報告）書兼 標識交付申請書	<ul style="list-style-type: none"> ○前所有者が廃車済の場合 ・三木市発行の廃車証明書 ・届出者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等） 	<ul style="list-style-type: none"> ○前所有者が未廃車の場合 ・標識（※番号を変更したい場合） ・三木市発行の登録票（標識交付証明書） ・届出者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）
	標識を紛失または破損したとき		<ul style="list-style-type: none"> ・標識（ナンバープレート）（※返納可能な場合） ・三木市発行の登録票（標識交付証明書） ・届出者の本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証等） ※紛失、破損による標識の再交付には200円の費用が必要です。	
廃車	破棄するとき	軽自動車税廃車申告書兼 標識返納書	<ul style="list-style-type: none"> ・標識（ナンバープレート）および登録票（標識交付証明書） ・届出者の本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証等） 	
	市外の人に譲渡するとき			
	他市町村に転出するとき			

※納税義務者の住民登録が三木市外の場合は、納税義務者の本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証等、住所が確認できる書類）が別途必要です。